

日常生活用具(発電機・蓄電池・カーインバーター)

申請方法について

在宅で、常時人工呼吸器を使用する障がい者等を対象に、災害時でも安心して日常生活を送れるよう、また、長期の停電等非常事態に備えるため、非常用電源装置等の購入費用の一部を補助します。

■ 支給要件(基準額等)

身体障害者手帳・特定疾病(難病)受給者証

医師の意見書(意見書により、在宅で常時人工呼吸器使用が必要と認められるもの)

※医療機関等に入院中の方、障がい者支援施設や高齢者施設等に入所中の方は対象外です

種目名	基準額	性能	耐用年数
正弦波インバーター 発電機	120,000 円	ガソリン又はガスボンベ等で作動する正弦波インバーター発電機で、定格出力が850VA 以上のもので、介助者が容易に使用し得るもの	10 年
ポータブル電源(蓄電池)	60,000 円	蓄電機能を有する正弦波交流出力の電源装置で、定格出力が300W 以上のもので、介助者が容易に使用し得るもの	5 年
DC/AC インバーター (カーインバーター)	30,000 円	自動車用バッテリー等の直流電源を正弦波交流出力の電源装置で、定格出力が300W 以上のもので、介助者が容易に使用し得るもの	5 年

■ 注意事項

- ・3種目のうち、いずれか1種類のみ支給可能で、基準額内であっても併給は認められません。
- ・非常用電源の維持に要する経費(ガソリン・カセットガスボンベやエンジンオイル等の購入費等を含む点検・整備費用)については、給付の対象外です。
- ・直接、医療機器に繋げて使用すると故障する可能性がありますので、必ず外付けの専用バッテリーに充電してから使用するなど、対策を講じてください。当該補助により購入した用品及び使用による医療機器の故障について、本市はその責を負うことはできません。
- ・ポータブル電源(蓄電池)については、診療報酬の対象となったものは給付対象外です。
- ・日常生活用具は、事前申請が必要です。給付決定前に購入したものは、給付対象外です。必ず事前に申請してください。

■ 申請に必要なもの

- ①申請書 ②対象者の障害者手帳(又は、難病の受給者証)の写し ③見積書 ④医師意見書
 - ⑤購入機器のカタログまたはパンフレット
 - ⑥マイナンバーが記載されている通知カード又は個人番号カード(世帯全員分)
- ※市内在住者であり、窓口にてご本人等から意見が得られれば、職員が確認いたしますので持参する必要はありません。

■ 自己負担額

世帯の課税状況	自己負担額	注意事項
生活保護世帯	0%	・基準額を超える差額分については、全額自己負担です。 ・同一世帯に市民税所得割が46万円以上の方がいる場合、助成対象外です。
非課税世帯で年収80万円未満	3%	
非課税世帯で年収80万円以上	5%	
課税世帯	10%	

※市民税所得割が46万円以上の方がいる世帯は支給対象外です

対象者ごとに必要書類が異なります。申請前に一度必ずお問い合わせください。

■ お問い合わせ先

竜王庁舎 障がい者支援課 生活支援係 新館1階 ⑫番窓口 Tel:055-267-7287